

見積徴収数を 1 者とする理由書

件名	スズメバチ及び営巣駆除等業務委託（単価契約）
相手方	一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会 (大阪府中央区常盤町 2 丁目 1 番 1 5 号)
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号
理由	本業務はスズメバチ駆除にあたり、薬剤散布方法等に係る高度で専門的な技術・安全対策が求められるとともに、きめ細やかな周辺住民への対応等が求められています。このことから、近隣自治体で実績のある一般社団法人大阪府ペストコントロール協会（以下 PCO）は、閉庁時においても緊急な対応が可能であり、繁忙期にも駆除依頼が複数重複しても数十社の会員を要している為、概ね 1 時間程度で駆除対応が行え、尚且つ蜂駆除登録業者の全てが PCO に属している。また技術・対応マナー向上を図る為の研修などを協会で開催しており十分な市民サービス維持が可能である。当該契約は競争入札になった場合、契約内容の不履行によるトラブルや市民サービスの低下が考えられ競争入札には適さないものです。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、一般社団法人大阪府ペストコントロール協会との随意契約を締結するものであります。
備考	大阪府ペストコントロール協会の近隣自治体での実績 堺市・泉佐野市・島本町（以前は吹田市）